

第1回 釧路地域4市町合併協議会教育文化小委員会

日 時 平成16年7月16日(金) 午後1時30分から

場 所 釧路市交流プラザさいわい 3階 大ホール

出席者(12名)

| | | |
|------|-----|-----|
| 委員長 | 吉田 | 正勝 |
| 副委員長 | 曾我部 | 不二子 |
| 委員 | 松永 | 俊雄 |
| | 平間 | 育子 |
| | 小坂田 | 裕二 |
| | 溝口 | 精 |
| | 坂本 | 淳 |
| | 大島 | 修造 |
| | 廣谷 | スマ子 |
| | 山本 | 伸樹 |
| | 本城 | 洋 |
| | 河合 | 京子 |

1 . 開会

事務局：皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただ今より、「第1回釧路地域4市町合併協議会教育文化小委員会」を開催させていただきます。本日は、第1回の会議開催のため、会議の議長となる正副委員長が決まっておりませんので、決定されるまでの間、私の方で議事を進行させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。また、これからの司会進行につきましては、着席したままとさせていただきますことをご了承いただきたいと思っております。

2 . 委員の紹介

事務局：それでは、本日が第1回目ということですので、既に顔なじみの皆さんも多いことかと存じますが、会議次第に入ります前に自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、この会議につきましては議事録作成の関係から、委員の皆様のご発言につきましては録音させていただきます。事務局でマイクをお持ちしますので、マイクをお使いいただき自己紹介くださるようお願い申し上げます。

松永委員：釧路市議会選出の松永です。どうぞよろしくお願いいたします。

平間委員：釧路市の平間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

小坂田委員：釧路市青年会議所の小坂田と申します。よろしくお願い致します。

溝口委員：皆さんこんにちは。阿寒町議会選出の溝口精です。よろしくお願いいたします。

曾我部委員：阿寒町選出の5号議員の曾我部でございます。よろしくお願いいたします。

坂本委員：阿寒町の5号委員、坂本淳です。よろしくお願いいたします。

大島委員：6市町村に引き続き選出されました白糠町の大島です。どうぞよろしくお願いいたします。

廣谷委員：5号議員の白糠町の廣谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

山本委員：白糠町の山本でございます。よろしくお願い致します。

本城委員：音別町の本城です。よろしくお願いいたします。

河合委員：音別町の河合です。よろしくお願いいたします。

吉田委員：音別町5号議員の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：どうもありがとうございました。委員皆様には今後ともよろしくお願いいたします。

また、本日は教育専門部会の正副部長が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

3. 正副議長の選任について

事務局：それでは会議次第に基づき進行させていただきます。会議次第1「委員長及び副委員長の選任」の件でございます。資料の2ページをお開きください。委員長、副委員長の選任につきましては、小委員会設置規程第4条第2項の規定に基づきまして、委員皆さんの互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(「事務局案」の声)

事務局：ただ今、事務局案というお話をいただきました。事務局でご提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

事務局：ありがとうございます。それでは、委員長につきましては、音別町の吉田委員、副委員長につきましては、阿寒町の曾我部委員をご提案させていただきますと思います。いかがでしょうか。

(「異義なし。」の声)

事務局：吉田委員長、曾我部副委員長には、お席を移動の上、ご挨拶をお願いするとともに、会議の議長につきましては、小委員会設置規程第5条第1項の規定によりまして委員長が当たることとなっております。これからの進行についてよろしくお願いいたします。

吉田議長：ただ今、委員長に選任されました吉田でございます。音別町の5号議員として出席をさせていただいております。速やかな委員会運営ができますかどうか一抹の危惧を禁じ得ませんけれども、6市町村の折にもお務めいただきました曾我部副委員長、さらには4市町のそれぞれの代表委員の皆様方のお力添えをいただき、務めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

曾我部副議長： 前回は引き続きまして、副委員長という大任を仰せつかりました。吉田委員長の足手まといにならないよう頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

吉田議長： それでは、規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は総数12名のうち12名の出席をいただいておりますので、定足数を超過しておりますので会議は成立しております。また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。

続きまして、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は、釧路市の平間育子委員、阿寒町の溝口精委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いいいたします。

吉田議長： 会議の冒頭に事務局からお話ございましたが、この会議につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

4 . 確認事項

吉田議長： それでは、早速議事に入りたいと思いますが、はじめに確認事項(1)「小委員会の役割について」事務局より説明願います。

事務局： それでは、確認事項の説明の前にお配りしております資料について確認させていただきます。事前に配布させていただいた「教育文化小委員会第1回会議資料」、「別紙2 調整方針修正案」、「別紙4 合併協定項目一覧表」、さらに本日配布させていただきました「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」、「別紙3 所管専門部会変更項目一覧表」でございます。なお、「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」でございますが、本小委員会や全体協議会にてご審議をいただく「調整方針修正案」、「協定書整理案」の提案日、承認日の経過をご覧いただくものでございます。

また、「別紙3 所管専門部会変更項目一覧表」につきましては、6市町村合併協議会において事務局が当初協議を依頼した項目の所管専門部会を変更した一覧でございます。ご審議をいただく小委員会の変更が伴うものではありませんが、担当する専門部会の変更一覧としてご覧いただくものでございます。

それでは、確認事項の説明に入らせていただきます。会議資料の3ページをお開きいただきたいと思います。確認事項(1)「小委員会の役割について」であります。本小委員会の担任する事項につきましては小委員会設置規程第

2条で「協議会から付託された事項についての調査及び審議をする」となっており、その具体的内容は、別表の中にありますように「学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の取扱いなど教育文化に関する事項」となっております。釧路地域4市町合併協議会は、7月7日に開催された第1回合併協議会でお諮りした事業計画あるいは全体スケジュールが示すように合併特例法の期限内に所定の手続きを終わらせたいとしているところであり、本委員会はそれに合わせた日程で、調整方針修正案のご審議、合併協定書整理案のご審議をいただく予定でございます。

吉田議長：ただ今、事務局から「小委員会の役割について」の説明がありました。学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の取扱いなど、教育文化に関する事項という説明であります。ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長：この事項は、確認事項としてご了承いただけますか。

(「はい。」の声)

吉田議長：この事項は確認事項として了承されました。

5. 協議事項

吉田議長：次に協議事項に入らせていただきます。協議事項(1)「平成16年度事業について」事務局より説明願います。

事務局：協議事項(1)「平成16年度事業について」ご説明をいたします。4ページをお開きください。事業を大別しますと、1,246項目に分けた調整方針修正案の検討、資料では「ア」としているところであります。次いで、この調整方針修正案を前提として協定書整理案の検討をいたします。資料で「イ」としているところであります。「ア」、「イ」それぞれについて詳細をご説明いたします。

「ア」の調整方針修正案の検討でございますが、検討の対象は全体で1,246件、本小委員会該当分で196件の案件でございます。検討手順としましては、1件1件を協議してきました6市町村合併協議会時の内容を引き継ぐことを基本とし、構成市町村の変更や状況の変化による見直し内容を専門部会・事務局で一覧表、お手元の資料としましては、別紙2の「調整方針修正案」として用意してございますので、これをもってご協議いただくことを考えております。会議の所要回数としましては、今回を含め概ね2回程度を想定しております。

次に、「イ」の協定書整理案の検討でございます。別紙4をご覧ください。

別紙4は先の全体会議で承認された「合併協定項目一覧」であります。これは「合併協定書」に記載する項目の一覧であります。合併協定書には、制度や事業などの方向性を具体的に盛り込んで行きたいと考えておりますが、その際の記載項目の選択や記載内容について、ご協議いただきたいとして「協定書整理案の検討」とここで提案しております。

教育文化小委員会で該当する協定書の項目でございますが、「09 一般職の職員の身分等の取扱い」、「12 特別職の身分等の取扱い」、「14 組織機構の取扱い」、「16 付属機関等の取扱い」、「18 公共的団体等の取扱い」、「19 使用料、手数料等の取扱い(保険事業を除く)」、「20 補助金、交付金等の取扱い(各種団体補助及び福祉関連6事業の個別給付を除く)」、「25-03 姉妹都市及び国際・国内交流事業」、「25-07 障害者福祉事業」、「25-21 学校教育事業」、「25-22 社会教育事業」、「25-23 芸術文化・スポーツ振興事業」、以上の項目が教育文化小委員会の該当項目としてご審議いただく予定を考えております。

なお、複数の小委員会に絡むケースがございます。例えば、使用料や補助金等の項目につきましては教育文化小委員会には限らず、住民生活小委員会、健康福祉小委員会、産業経済小委員会等の委員会に共通してご審議をいただく部分がございますが、主に教育文化に関わる項目につきましてはこの小委員会において協定書整理案を作成する段階でご審議をいただくということを想定しております。この整理案の検討に要する会議の所要回数として、9月以降に2回程度を想定しています。

吉田議長：ただ今、事務局からの説明のありました内容について、ご質問、ご意見はございませんか。

山本委員：平成16年度事業のところ発言すべきだったかもしれませんが、教育に関する問題を論議する教育文化小委員会に、4市町の教育長の出席を求めることはできないのでしょうか。

事務局：4市町の行政側としましては、教育長を含めて事前に協議し、教育長の考えを反映させる形でご提案をしております。他の小委員会でも助役などの出席を求めない中で協議を進めておりますので、今のところ教育長の出席を求める予定はございません。

大島委員：今の説明では教育長の意見を取り上げていると言っていますが、定期的に4市町の教育長会議が開催されているのですか。また、社会教育・学校教育の大もととなる教育行政方針に教育長の考え方が反映されていると思いますが、事務局などがその方針と突き合わせをした上でこの小委員会に提案されているのですか。

事務局：6市町村協議の時に教育長会議というのは1度開かれておりますが、回数

が少なかつたのではないかといったご指摘があるとするならば、反省しなければならぬと思っております。これまでの協議の流れとしましては、それぞれの市町で教育長が入った中で検討いただいたものを持ち寄って、専門部会でしっかりと協議するという流れで取り組んできております。なお、7月1日に4市町になって第1回教育長会議を開いてございますが、先ほどの反省点について今後改めなくてはならないと認識しているところでございまして、これからも一定の間隔で開催していくことを予定しているところであります。

大島委員： 後段の質問の教育行政方針の関係は、突き合わせをして提案に反映されているのでしょうか。

事務局： 当然、そういったことを含めてご議論いただいているところです。

吉田議長： 教育長の意見を十分尊重しながら調整方針の提案をされているというご説明でございました。

松永委員： 先ほどの説明によると、今後の会議は概ね2回という説明でしたが、今回を含めてなのか、今回とは別に9月以降なのか確認します。資料を見ると196項目のうち2項目を除いて提案されていますが、今日を含めてと今日を除いてでは随分違うと思います。協議の成り行きでありますから、何回が良いという議論は成り立たないかも知れませんが、時間的にどうなのか気になります。と言いますのは、前回の6市町村は合併の是非も含めて検討するということでしたが、今回は合併を前提にするということになっていきますので、自ずと議論の中身も違ってくると考えていますので、率直な言い方をすると6市町村の時はこのまますんなりとは行かないだろうという気持ちを皆さんはお持ちだったかと思いますが、今度は違います。2回か3回かというのは大きな違いになってきますので、その点を示して欲しいと思います。

2つ目に、前回の協議では6市町村の現況調書が配られ、ご覧になった委員の方も多いと思いますが、新しく委員になった方も6市町村の資料はもらっているかもしれませんが、4市町村のものはありません。今回の協議においても、きちんと配った方が良かったのではないかと考えていますが、現況調書についてどのように考えているのかお伺いします。

事務局： 教育文化小委員会の今後の運営でございしますが、事務局としましては調整方針修正案については、今回を含め概ね2回、協定書整理案については9月以降概ね2回の計4回程度の開催を想定しております。ただ、委員ご指摘のように本日の提案があと2項目を残す内容となっておりますので、本日の審議如何によりまして2回目の開催の是非が検討されるものと考えております。なお、最終的には本年の11月、12月をリミットと想定し、協定書を検討いただく小委員会のご審議が行われていくこととなります。

また、2点目の現況調書の関係でございますが、「4市町行政現況調書」は作成しておらず、今回、新しくご参加いただいた委員の方には、6市町村協議時代の調書をお配りさせていただいております。6市町村の現況調書は概ね平成13年度現在で作成しており、2年くらいの空白期間がございますので、その間に新制度が導入されたり、制度改正が行われていることが想定されますが、今回ご提案しているものに付記すべきものは付記するという点で時点修正しておりますので、「6市町村行政現況調書」を参考に調整方針修正案をご覧くださいご審議いただければと考えております。

松永委員：4市町による新しい合併協議会の小委員会ですから、時間的なことや予算的なこともあるでしょうが、時点修正を1つ1つ説明しなくても分かる4市町のきちんとした資料を作成して、委員の皆さんに配布すべきではなかったかと私は思いますので、意見として申し上げておきます。

吉田議長：他にございませんか。

山本委員：教育長の出席の問題は、事務局としては考えていないようですが、この小委員会としてどうするか考え、結論を出さなくても良いのでしょうか。

吉田議長：事務局から説明がありましたが、この小委員会に教育長の皆さん方に出席いただいてご意見を伺うという形は、日程的にも難しいのではないかと私は思っております。4市町の教育長で会議を持たれるというお話でありますので、会議の内容につきまして小委員会の折に報告していただく形でいかがでしょうか。

事務局：是非、教育長と直接お話をしてみたい、問題によっては首長と直接お話をしてみたいというお気持ちは禁じ得ないところかと思っておりますが、色々な分野について小委員会の中で協議していただきたいという整理の中で、パイプ役は専門部会が十分に取らせていただきたいと考えておりますので、委員長が整理しました方向でお願いしたいと考えております。

吉田議長：了解していただけますか。

(「はい。」の声)

吉田議長：ありがとうございました。それでは、この協議事項(1)につきましては、了承されました。

次に協議事項(2)に入らせていただきます。協議事項(2)「調整方針修正案の検討について」事務局より説明願います。

事務局：協議事項(2)「調整方針修正案の検討について」ご説明いたします。提案

の修正案は別紙2でございますが、会議資料4ページに記載してある修正の考え方を基本において整理したところでございます。まずこちらをご説明申し上げます。

といたしまして合併の枠組み変更により、「方針」や「時期」・「調整内容」に影響が生じる項目を修正させていただきました。「a」として離脱町村の制度や事業に統合する予定だった項目、「b」として離脱町村の制度や事業との調整は不要になり「方針」や「時期」・「調整方針」を修正する項目、「c」として合併の時期を再協議することにより経過措置期間などに修正が必要となる項目、「d」として離脱町村を除いた数値や再計算した影響試算額への修正が必要となる項目を修正いたしました。

といたしまして「調整内容」における「6市町村」や「6自治体」の記述を、削除または「市町」等に修正させていただきました。

といたしまして「方針」や「時期」の区分選択の不統一を修正させていただきました。ただ今説明させていただいた考え方によりまして、本日ご提案させていただきました196項目中194項目の調整方針修正案につきまして説明に入らせていただきます。なお、提案につきましては、3回に分けて説明させていただきますことをご了承いただきたいと思います。

本日、ご提案の「別紙2 調整項目修正案」194項目でございますが、第1区分といたしまして、1ページ通番1から15ページの通番77まで、第2区分といたしまして、15ページの78から28ページの通番146まで、第3区分といたしまして、28ページの通番147から37ページの最後までとさせていただきます。

また、説明に際しましては4市町協議欄におきまして、「同左」とご提案いたしました項目につきましては6市町村協議でご承認をいただいた「調整内容」が4市町合併協議会の調整方針といたしましても同趣旨の調整内容として引き継がれるものとして表記させていただきましたので、以下、説明を省略させていただきます。それでは、別紙2の調整方針修正案1ページから調整内容に修正がある項目を説明させていただきます。

(下記の変更があった調整方針修正案について事務局より説明)

- 通番1 【16-01-01-01】「教育委員」
- 通番2 【16-01-01-02】「職員配置」
- 通番13 【16-01-02-07】「教育委員会関係団体への加入」
- 通番23 【16-02-02-03】「小学校・中学校の通学地域」
- 通番24 【16-02-02-04】「小学校・中学校の適正配置」
- 通番35 【16-02-02-16】「学校開始」
- 通番42 【16-02-02-23】「耐震診断・耐震改修」
- 通番47 【16-02-03-04】「スクールバスの運行」
- 通番48 【16-02-03-05】「遠距離児童・生徒通学費補助制度」
- 通番54 【16-02-03-11】「ウタリ児童生徒教育相談」
- 通番62 【16-02-03-19】「教職員研修参加費補助制度」

通番 65 【16 - 02 - 03 - 22】「修学旅行助成制度」

通番 66 【16 - 02 - 03 - 23】「国際理解教育の推進」

通番 70 【16 - 02 - 03 - 27】「学校教育振興に係るその他主要事業」

吉田議長： 第1区分の通番1から通番77までの説明が終了しました。この項目につきまして質疑をお受けいたします。

山本委員： 通番41「小学校・中学校の新設・大規模改造」及び通番42「耐震診断・耐震改修」についてお聞きします。両方とも調整時期が「合併時」となっていますが、既に合併の枠組みが決まって合併を前提とした調整ということなので、もう順番を決めて走っても良いのではないのでしょうか。合併時まで待つ間、空白になってしまう可能性があるのではないかとお思います。耐震診断というのは相当費用が掛かるようですから、簡易診断でも良いので、進めていく形にできないものなのでしょうか。

事務局： ご指摘の趣旨は理解できるのですが、合併が決まったわけではございません。新市になってからどのような計画を立てていくかは、予算との兼ね合いもございますから、調整方針修正案の段階では順番などの明示はできなかったことをご理解いただきたいと思います。

山本委員： 合併が決まったわけではないというのは、どういうことですか。私は、決まったと解釈しているのですが。

事務局： 今、4市町で合併に向けて協議をしているところでございます。最終的には協議会としての意見をまとめて、来年2月か3月に予定をされている議会において決めていただくのが最終決断の時期かと考えておりますため、決まっていないという表現を使わせていただいたのが1点でございます。

また、空白期間ができるのではないかとのご懸念につきましては、今、合併に向けての準備はしておりますが、この課題については各市町で取り組んでおり、その取り組みについては引き継ぎさせていただきたいと考えておりますので、合併協議でなすべきことを遅らせることにはならないものと思っております。

松永委員： 通番42「耐震診断・耐震改修」の調整内容を見ると、音別町で診断実施済みが2校、平成16年までに実施予定が釧路市で4校となっています。釧路市について言えば、昨日改めて確認したところ4校ではなく3校で診断実施済みで、大規模改造に着手しています。それぞれの市町の取り組みを引き継いでいくということですが、合併特例債など色々な手続きの関係もあって順調にいけば17年10月、仮に合併したとして、既に着手していた釧路市は実施されたけど、計画はあったが着手していない阿寒町や白糠町は、その後1年遅れ2年遅れという空白ができるのではないかと、山本委員は心配されてい

と思います。それぞれの市町でどんな状況になっているか具体的にもう少し出していただかないと話は見えてこないの、私は4市町の実態を出していただいた方が良いと思います。

教育専門部会： 現況調書に釧路市は4校実施予定である旨の表記をさせていただいておりましたが、推計値を含めた平成13年度の数値ということで、現時点では愛国小・北中・鳥取西小の3校と押さえております。簡易診断に係るご指摘につきましては、釧路市としましては残りの学校数が24校にも及ぶということで、簡易診断を行っても翌年直ちに本式の耐震診断を行い改築に向かわなければ簡易診断の費用が無駄になってしまうことになってしまいますので、非常に厳しい財政状況の中で1つずつではございますが、本格的な耐震診断を行って改築に向かうという順番立てを考えております。それぞれの町におきましても、残る学校を抱えており老朽化が進んでいることは承知しておりますが、学校だけでなく様々な建物もございますので、それらとの財政的な見合わせの中で、学校改築に無駄のないお金を使う観点で着実に進めて参りたいと考え調整したところでございます。

吉田議長： 松永委員がご指摘になった4市町の計画や目標など現状の資料は出せないのでしょうか。

教育専門部会： それぞれの市町が出来得る範囲で取り組んでいることは、ご案内のとおりでございます。新市になりますと各市町の総合計画や実施計画、地域振興計画を基にヒアリングがなされ、年度ごとに予算要求と査定が行なわれて参りますが、学校の大規模改造には十数億円の費用が掛かり、国の補助率が3分の1ですので、単独事業債が組めるかどうか大きな障害になってくると思います。そのため新市では全ての学校をしっかりと調査し、優先度・緊急度を見合わせながら対応していくことがよろしかろうと専門部会では協議をしたところでございます。

吉田議長： 松永委員、今の説明でよろしいですか。

松永委員： はい。

溝口委員： 関連してですが、既に老朽化が進んで、耐震に関してだけでなく危険度が高い校舎の認定作業が終わっている学校もあるかと思っております。そういう所も合わせて総合的に新市で十分検討していくのでしょうか。繰り返しになりますがもう1度答えていただけますか。

教育専門部会： 大規模改造の場合、木造の危険度など文部科学省で定めた点数制がありますが、それぞれの市町で、あるいは委託し民間でチェックの仕方も違うかと思っております。新市においてはそれらを基本の資料としながら、改めて共通の基

本調査を行い、緊急度に対応した体制を取っていくべきではないかと考えております。

溝口委員： そうしますと「我が田に良い水を引く」という考え方ではなく、総合的に考えていますから安心して下さいということになるのでしょうか。

教育専門部会： 専門部会で協議しました時に、木造校舎の問題や小規模化など細かい話も出てきましたが、その年の学校改築予算が全部旧釧路市地域に配分することにはならないでしょうし、1番大事な要素の緊急度や危険度に加えて地域の公平性も大事であると協議してきたところです。いずれにいたしましても学校では日々子供たちが授業を受けるわけですから、行政職員として本当に冷静な目で見て、危険な所については強い態度で予算要求にあたらなければならないと思っております。ただ、今申しましたように地域のバランス感覚を忘れてはいるわけではありません。

松永委員： 通番1「教育委員」の問題ですが、ここに提案がないのでこの小委員会には直接関わらないのかも知れませんが、各市町5人で今それぞれ運営されており、一定期間特例の扱いがあるのでしょうか、合併後少し経って5人となった場合の教育委員の選任についての考え方を、この小委員会で協議しなくてはならないのではないかと思います。旧自治体ごとのバランスという問題も当然考慮しなければならないと思いますので、教育長の間での議論などで何か方向性が出ているかお聞きします。

事務局： 教育委員は首長が選任し新しい議会の中で同意を求めていく事項ございまして、その時の首長のお考えが大きく影響してくるものと考えております。従いまして、この小委員会でその辺のバランスの問題までご協議をいただくことにはならないものと考えております。

吉田議長： 他にご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長： それでは、続きまして第2区分の説明をお願いいたします。

(下記の変更があった調整方針修正案について事務局より説明)

通番 79 【16 - 03 - 02 - 01】「給食方式及び給食費」

通番 83 【16 - 04 - 01 - 01】「道立高等学校」

通番 84 【16 - 04 - 01 - 02】「市立高等学校」

通番 90 【16 - 05 - 01 - 01】「図書館の設置」

通番 97 【16 - 05 - 02 - 01】「公民館の設置」

通番 116 【16 - 05 - 04 - 05】「成人式」

通番 119【16 - 05 - 05 - 02】「生涯学習推進計画・社会教育推進計画」
通番 124【16 - 05 - 05 - 07】「生涯学習振興関係団体への加入」
通番 127【16 - 05 - 06 - 03】「青少年関係団体リーダー育成制度」
通番 132【16 - 05 - 06 - 08】「青少年有害環境対策」

吉田議長： ただ今第2区分の説明がございました。ご質疑をお受けいたします。

廣谷委員： 第1回目で大事なこの小委員会で誠に申し訳ございませんけれども、もう1つの大事な会議がございますので、この質問を終えましたら退席させていただきますことをご了承いただきたいと思っております。

通番 79「給食方式及び給食費」の関係です。白糠町では幼稚園や特養老人ホームなど全て総合給食センターで賄っているわけですが、調整内容の中に給食単価やメニューの統一など、食材の購入方法の検討などが記載されています。ふるさと給食、地産地消という意味からもこれまで格安で野菜組合から購入するなどしておりますので、4市町が一緒になりました場合でも食材購入や給食費を統一せず、地域性があっても良いのではないかと私は思いますがいかがでしょうか。

吉田議長： それぞれ委員の皆さんのご意見もおありかと思っております。その辺を含めまして答弁をお願いします。

教育専門部会： 給食については、専門部会でも時間をかけて議論をさせていただきましたが、ご指摘のようにメニューが大きな課題の1つであり、給食費に直接はね返ってくる問題であります。保護者から私会計の給食会にお預かりした給食費は、全部食材購入に充てるのが基本になっており、調理員や施設、光熱水費を行政が持つという体制になっております。専門部会としては、新市になって「合併後、地域事情に配慮し検討していく項目」として給食単価やメニューの統一を記載したところですが、いずれの市町も白糠町と同様にふるさと給食、地産地消に取り組んでいるところであり、購入の仕方や値段など地域によって違いもありますので、合併後、協議に入らせていただきたいと思っております。合併後は地域が広がりますから、安全で新鮮な地元の食材をどう活かして、食べ物のありがたさやふるさとへの感謝の気持ちを教えながら子供たちに食べてもらえるのかを考え、専門部会としては出来得ることならばメニューを同じくした方が良いのではないかと考えているところですが、それぞれの給食センターで作っていることも承知しておりますので、今の段階ではこういった方向性や課題を大きく受け止めて、これから調整していきたいと考えております。どういう形で食材を購入していけるかということは、もう少し時間をいただかないと解決できない問題と考えております。

吉田議長： ただ今専門部会の方から、もう少し時間をかけて検討したいというお話で

した。

廣 谷 委 員： 統合とは言え、白糠町の給食センターで4市町全域の給食の対応はできません。しかし白糠町の給食センターでつくるパンは冷凍保存していますが、他のパンは食べられないと言うくらい美味しいパンです。4市町の合併ということで、今、専門部会の説明で色々なことが分かりましたが、折角の「ふるさと給食」ですので今後よく検討して欲しいと思います。よろしくお願いいたします。

吉 田 議 長： 今後の合併に向けて、専門部会で更なるご検討をお願いしたいということでございますので、よろしくお願いいたします。他にございませんか。

松 永 委 員： 2つありますが、1つは通番 116「成人式」の問題です。新市として引き継いだ上で「開催期日及び記念品等の統一を図るよう調整する」となっていますが、釧路市と3町の開催日は違うのでしょうか。正月に開催しているなど違っているとすると、開催日の統一を図るということは簡単なことではないと思いますので、現状と中身を聞かせていただきたいと思います。

教育専門部会： 各市町で日にちが違います。専門部会ではこれを統一し、一本化して開催するという話も出ましたが、3町から釧路市に出向いて行なうかどうかという問題が残ります。また、それぞれが行ってきた事業など地域性もございいますから、例えば同じ日にそれぞれの地域で事業を行うという考え方も出ており結論には至っておりませんが、将来的には一本化に向けて調整していく合意はできているところです。

松 永 委 員： 今の説明は合併していきなり同じ日に開催するとは限らないというニュアンスで、将来的には同じ日に開催したいが、場所などは単純に一本化するかどうかは分からないものと受け止めます。

もう1点の質問ですが、先ほどの通番 79「給食方式及び給食費」の問題について、「合併後、地域事情に配慮し検討していく項目」ということで廣谷委員からお話がありました(1)～(6)の検討項目を挙げており、6市町村の協議会の時も色々お聞きしたはずですが、よく覚えていない部分もありますので確認したいと思います。管理運営体制については、今、直営の部分もあれば民営の部分もあり、また、センター方式もあるし自校方式もあるということで、合併後一定の時間を掛けて議論していくことになる6項目がここに挙げられているもので、6市町村の時も管理運営体制の方向性をどうするかというところまでは打ち出していなかったかと記憶しています。先ほどの説明でもその辺の話はありませんでしたので、その点を確認したいと思います。

事 務 局： 管理運営体制につきましては直営も委託もあり、どちらにまとめていくか

までは明確にお示ししておりません。合併時には現状を引き継ぎ、将来的には経費なども勘案し新市で検討する課題ということでご了解をいただいていたものと認識しております。

溝口委員： 通番 83「道立高等学校」及び 84「市町村立高等学校」についてですが、6市町村の小委員会では、私の前任の曾我部元親委員が道立高校の存続について色々心配していたところであります。平成 17 年の入学者選抜時から同一学区になるということもありまして、「地域性に配慮し、阿寒高校と白糠高校の存続及び定員確保について北海道教育委員会へ強く要望する」ということですが、定員確保のため学校の魅力を付加していくことについて、専門部会ではどのような議論をしているのでしょうか。

教育専門部会： 高校の問題につきましては、受験を間近に控える保護者の方などにとって大変大きな問題と認識しております。これまでは第 1～第 4 までの学区に分かれておりましたが、来年の高校入試から「釧路学区」として 1 つの学区になるものであります。ご案内のとおり、昨今の少子化の流れが予想を超えるもので、道教委としては高校の間口の調整も合わせて行っているところでございます。釧路市内の子どもたちの数の減り方が極端に大きなものですから、市内の高校が少しずつ間口を減らし入試を受ける子どもたちの数と合うように間口を調整してきたという実態であります。専門部会で議論をした時には、これまで随分多くの間口を調整してしまって、道教委からは高校の再編というものが道内各地で進められ、現釧路第 1 学区でもそうした議論があるという現状も話をしました。加えて新しい単位制や中高一貫教育、総合学科などについても勉強し意見を交換するような会も作りながら作業を進めてきた次第であります。また、市町職員のレベルではありますが、同一市町村内にある高校で代替がない場合など様々な条件の情報は道教委から十分に伝わっておりますので、4 市町が合併し新市になりますと、阿寒高校や白糠高校は 1 つの大きな局面を迎えるだろうということの話し合いをしました。我々としましては阿寒高校、白糠高校に係る地域事情や歴史的な経過も十分承知しておりますから、新市においても大切な学校と位置付けて存続や定員確保を要望していこうと考え、加えて小委員会におかれましては、昨年度、この部分について表記が弱いという指摘があり、「強く要望する」という修正に至った次第でありますから、地域性に配慮しながら道教委への要望に努めていきたいという意向を専門部会として持ったところでございます。

溝口委員： 心強い説明をいただきました。前任者に代わって私が小委員会に入って、やはり駄目だったかということになりましたは困りますし、あったものがなくなるということが地域の方々にとってまず心配なところですので、両校に何か魅力を持たせて、生徒が集まり、保護者からもあの高校は良いと言われる学校づくりをしていかなければならないと思います。色々な角度から検討

していますし、地域に配慮して存続を道教委にお願いしていくということなので、その点については理解しました。学校の魅力づくりに向けてよろしくお願いいたします。

吉田議長： 溝口委員のご質問につきましては、6市町村協議の折にも小委員会全体の中で活発な議論がなされ、当初の調整方針案に対して、より現実味を帯びるよう道教委に訴えて欲しいということで「強く」という表現を加えた経過もございます。同時にそれぞれ存続する高校自体がどういう教育を実践していくのかという、いわゆる魅力づくりが最も大事な部分になるかと思っておりますので、それに向けたサポートを新市で十分していただきたいということを委員長としてもお願いしたいと思います。他にご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長： 次の説明をお願いいたします。

(下記の変更があった調整方針修正案について事務局より説明)

通番 152【16 - 06 - 01 - 06】「埋蔵文化財包蔵地」

通番 154【16 - 06 - 01 - 08】「埋蔵文化財発掘調査」

通番 156【16 - 06 - 01 - 10】「美術館の設置」

通番 167【16 - 06 - 01 - 21】「郷土資料保存施設の設置」

通番 176【16 - 06 - 02 - 06】「芸術・文化団体」

通番 180【16 - 06 - 02 - 10】「市町村主催の文化祭」

通番 183【16 - 07 - 01 - 01】「施設の設置」

通番 187【16 - 07 - 02 - 02】「スポーツ団体」

吉田議長： それでは、第3区分につきましてご質疑をお受けいたします。

山本委員： 通番 184「スポーツ施設の使用料」について6市町村の時には、鶴居村や釧路町に遠慮して「猶予期間5年程度」ということを認めたと思っております。今回枠組みが変わりましたので、同じ市民として不公平が生じないように出来るだけ早く統一していくべきであり、無料の所もあればお金が掛かる地域もあるといった地域差は問題だと思っております。最大限でも2年、出来れば1年以内で統一すべきと考えますがいかがでしょうか。

事務局： 施設の使用料につきましては、他の小委員会においても基本的に「現行を引き継ぐ」としていただいております。各市町により施設の内容や規模が違っておりますので、合併時には詰め切れないという前提があつての調整方針であります。その上で5年の猶予期間であります。新市における調整の中で整理をしていただくことになると考えているところであり、例えば有料だったものを無料にする場合は、住民の皆さんにとってメリットがあり受

け入れられ易いですが、無料だったものを有料にするといった場合は住民の皆さんのご理解をいただくことや、新たに使用料を徴収するにあたっての施設管理の調整が容易ではないところです。ご指摘のように5年間は長すぎるという課題もございますが、6市町村協議の考え方を踏襲して提案させていただいていることをご了解いただければと思います。

吉田議長： 他の小委員会所管の施設使用料については、どのような調整方針になっているのでしょうか。

事務局： 1年程度というものもありますし、2、3年で調整するというものやもっと長期にわたって調整するという場合もございますが、主に使用料そのものは違いを引き継ぎながらも減免規定等を1年程度で統一するなどの条件設定をもって調整方針が承認されているところです。

教育専門部会： 猶予期間が5年程度というのは、4市町協議の専門部会においても調整に必要と考えた期間であります。施設の管理運営体制も職員を雇っているもの、あるいはアルバイトで対応しているものなど様々あるようでありますし、貸し出す時間帯によっての人員体制の問題などもあるようでございます。また、釧路市であればほとんどを財団に委託している状況や、他の町であれば別な形で管理をお願いしているといったこともあるようです。行政として使用料収入との兼ね合いもありますので、調整に時間を要し2、3年では厳しいと考え、5年とさせていただいているところでございます。

山本委員： それにしても5年は長いのではないのでしょうか。

大島委員： 6市町村の時に私も何度か発言したところであり、確かに5年は長いという話もあったところですが、「同一の施設と同一の運用を図るものについては速やかに調整をしていくこととし、合併時に出来ることは時間を待たずに調整していく」ということをご了解をいただいていたと思います。整合性を図らず性急に調整すると失敗も出てきますので、難しい問題がある部分については時間をかけ、同一系統の部分と難しい問題がある部分の区別が必要ではないかと私は考えております。

吉田議長： 大島委員から発言がございましたように、6市町村の折にも活発な議論が展開された部分でございます。非常に近寄った施設につきましては、できるだけ整合性を図るという前向きな姿勢で対処することを、この委員会として提案していければと思いますので、事務局の方で配慮をお願いいたします。他にご質疑ございませんか。

溝口委員： 通番167「郷土資料保存施設の設置」の関係ですが、先ほどの説明では音別町のみ「音別町ふれあい図書館内収蔵庫を現行のまま新市に引き継ぐ」と

いうことは分りますが、実は他の釧路市、白糠町でも資料を集めて保存しています。財政的な問題があると思いますが、たくさん集めてもきちんとした形で展示されていない状況が、阿寒町を含めてあります。新市になった時に、そういったところも整備していく方向性で議論されているのかどうかお聞きします。

教育専門部会： 郷土資料保存施設ですが、それぞれ今までの郷土資料というのは阿寒町も白糠町も保存しております。ただ、ここで名称を付けて部屋を確保して残しているのが音別町だけだったということで、特に阿寒町の場合は施設名がない小屋に保存しておりますので、表記できないということがありました。白糠町の場合も福祉センターで保存しているということで、一応表記としてはこのような形にさせていただきました。今後どうするかということですが、釧路市には博物館もありますが、博物館もいっばいだろうというところで、結局それぞれが持っている郷土資料を厳選しながら釧路市の博物館と協議をしながら進めていかなければならないこととなっております。今あるものの収蔵庫の施設につきましてはこういうことで表記しております。

溝口委員： やはり新しい市になった時には、市の博物館に展示するという基本的な考え方は今の説明でよく分りますが、今の説明の中でもありましたように、名称のないただ物置に置いてあるという感じです。それらはそのまちの歴史を物語っている最も大切なものだと思いますので、やはりその中から「特に」という表現で片付けるのではなくて、何とか予算をつけてでも収蔵していけるよう、新しい市になったからできた、良かったと言えるようなものが形として出来上がっていくということも必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

教育専門部会： 委員ご指摘のとおり、それぞれのまちにおける先輩方が残してくれた財産や産業などが、それぞれの博物館や収蔵庫の中で眠っている部分があるかと思えます。それらにつきましては、次の時代へ引き継いでいくことが我々教育にたずさわっている者に与えられた使命と十分に理解しております。ただ、厳しい財政状況の中で立派な収蔵庫が作れなくて大変失礼な思いを皆さんにさせていることも感じているところでございますが、部会としては今の段階で4市町が合併しても、そのものを今の状態で引き継いでいくという基本的な考え方は当然持っておりますけれども、それぞれをどういう風に展示し、活用するといったところまではまだ予算の配分も関わってくるものですから、そこまでの詰めはまだ行っておりません。基本的にはそれぞれのまちの先輩方が残した貴重な財産や歴史はしっかりと何かの形で引き継ぎ、残していくために予算が必要であるならばしっかりと予算要求をしていくべきだと考えてございます。釧路市の収蔵庫もずいぶん一杯になっている状況と聞いておりますが、それぞれの漁業の歴史、農業の歴史、林業の歴史などしっかりと引き継いでいくべきだと考えております。その具体的な方法は部会

の中ではなくて、もしかしますと行政として議論することになるかもしれませんが、その辺は担当課長を揃えておりますのでしっかりと胸に刻んでいきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

溝口委員： 大変心強いお言葉をいただいたわけですが、やはりこのことは継続ですからそのことを踏まえて今のお答えと受け止めました。新市になったから1つにするということではなく、それぞれの地域に残して、新しい市になるということに色々心配している方も多いわけですからそういうことを考えた時に、町の時はやってもらえなかったけれども新市を機に対応していただき、先輩方の心を癒してくれるような方向付けが出来ればぜひお願いしたいと思います。

吉田議長： ここで曾我部委員から発言が求められております。

曾我部副議長： 図書館バスを走らせているのは阿寒町と釧路市だけかと思っております。今、資料を見ましたら、新市になって1年程度で検討ということですが、前向きな検討となっているのでしょうか。阿寒町の図書館バスも道立の払い下げで1年程度で壊れそうなバスです。しかし、今非常に小学校などで定着して利用数も増えており、阿寒という地域も阿寒湖畔地域、徹別地域、仁々志別地域という農村地帯があるものですから、ここで猶予期間を1年程度をもって検討するとなっておりますが、より良いバスでやっていただけないものかと思っておりますのでお聞きします。白糠地域でも音別地域でも必ず図書館バスは子供達のためになることですので、検討してバスを増やしていただくことを希望しております。

吉田議長： 第2区分の項目になると思いますが、お答えできればお願いいたします。

教育専門部会： ただ今のご質問ですが、6市町村の時にも同じようなことが話し合われました。その中で、このことにつきましては、当然2台、3台、4台と増えていくと良いと思いますが、新市における政策的な判断になるかと思っております。また、その中でこの委員会の意見は尊重されて引き継がれていくと思っております。そういうことがあったということ部会の中でもお話をさせていただくということでご了解をいただきたいと思っております。

吉田議長： 第3区分につきまして、その他ございませんか。

(「ありません。」の声)

吉田議長： それでは、本日提案された協議事項(2)「調整方針修正案について」の提案項目の協議を終了したいと思います。ここまで提案された内容について了承するという事によろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

吉田議長： それでは、協議事項(2)「調整方針修正案について」は了承されました。

6. 次回小委員会の開催について

吉田議長： 以上で協議事項については終了いたしました。続きまして、会議次第4「次回開催日程について」事務局から説明を願います。

事務局： 次回の日程につきまして委員の皆様にお諮り願いたいと思います。本日の会議の冒頭でも委員の方からご指摘がございましたように、あと2項目を残して委員会審議が終了することになります。そういう意味で、当初は8月頃と想定しておりましたが、9月初旬に改めて日程調整させていただいて、会議のご案内をしたいと考えております。なお、9月に開催される委員会につきましては、本日残された2項目と協定書整理案を含めてご提案し、ご審議いただくことを予定しておりますのでその方向でのご承認をお願いいたします。

吉田議長： ただ今事務局からお話ございましたが、調整方針の修正案につきましては、あと2項目残すのみということございまして、その2項目のために皆さまにお集まりいただくことはいかがなものかということで、できれば集まっていたいた折には、次の合併協定項目の内容につきましても協議していただくということで日程調整したいということでございます。時期的には9月初旬を予定しておりますが、そういう方向でよろしゅうございますか。

(「はい。」の声)

吉田議長： それでは、会議次第(5)「その他」となりますが、事務局から何かありますか。

事務局： ございません。

吉田委員長： それでは、委員の皆さんから何かございますか。

本城委員： 今日の会議の進め方には素直に受け入れられない部分がありました。皆さんはどのように考えていらっしゃるのかと思いながらお聞きしておりました。協議事項の基本的な運営の部分として4市町合併協議会で協議を行う調整方針ということで、6市町村合併協議会で承認された項目を引き継ぐことを基本とした部分では、ずいぶん論議もあったかと思えます。そうした中で今日の委員会の進行状況を見ておりますと、構成市町の変更や状況の変化に

よる見直しが必要な項目の修正項目に主眼を置いて話し合いがされている、つまり6市町村合併協議会が継続して規約改正して4市町になったわけではなく、一旦瓦解しているわけです。しかしそういった部分で十分協議されたということも含めて時間的な制約もありもったいないということもありましょうが、新委員が加わったこともありますし、さらに記憶力の問題もごさいます。もう以前に自分が何を話したか、どういう論議がされたのかということなども忘れていた部分もありますので、そうしたことを踏まえて、基本的な部分は分かるのですが、そういった考えも事務局では加味した中で次回から進めていただきたいと思います。もし、関連して皆さんのご意見もいただければと思います。

松永委員： 私の立場は4市町の合併については基本的に現段階では賛成できない立場でこの場に臨んでおります。最初に言いましたように、本来であれば4市町の現況調書がきちんと出て、その上で6市町村の時には6市町村なりの議論をいたしましたけれども、本来であれば4市町になって改めて全部の議論をすべきであろうと思っておりました。今日の委員会はおそらくそうはならないだろうということで冒頭に意見だけ申し上げたつもりでしたが、この次の合併協議会で他の小委員会からの報告があると思いますから実はそこで質問しご意見を申し上げたいと思っておりました。6市町村協議会の本城委員のおっしゃったとおりかと思えます。本来であればもっと時間をかけた議論があつてしかるべきですし、また今後もそういう方向にならないと、答えや日程が最初に決まっていたのに無理に合わせることでいいのかどうかという思いは私にもあります。

吉田議長： お2人からご指摘をいただきましたが、私の進行の至らなさだろうと思ってございます。これから非常に大事な時期に入るとということで私も認識してございます。特に今の現況調書の項目の他に、これからは協定項目の整理作業が入ってきますので、そういう段階になりますとそれぞれの町村によっては厳しいご発言が出てくるだろうと理解してございます。いずれにしましても、全体的には合併を前提とした協議が進行しているという内容でございますので、それぞれの委員さんの中で踏まえていただきまして、主張は主張、理解は理解という態度をとっていただきまして会議を進めさせていただければ幸いです。

7 . 閉会

吉田議長： それでは、以上で予定されておりました協議事項につきまして全て終了いたしましたので、第1回教育文化小委員会を終了させていただきます。皆様、大変ご苦労様でした。

(閉会 午後3時36分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会教育文化小委員会 委員長（議長） 吉田正勝

釧路地域4市町合併協議会教育文化小委員会 委員 平間育子

釧路地域4市町合併協議会教育文化小委員会 委員 溝口 精